

株式会社滋賀銀行と滋賀県及び滋賀労働局との  
働き方改革推進のための包括連携に関する協定書

株式会社滋賀銀行（以下「甲」という。）と滋賀県（以下「乙」という。）及び滋賀労働局（以下「丙」という。）は、地域活性化に向けて滋賀県内における働き方改革を推進するため、各種支援活動を相互に連携・協力して実施することとし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し協力する。

- (1) 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他働き方改革に関すること。
  - (2) 雇用の促進及び安定に関すること。
  - (3) 人材育成に関すること。
  - (4) 多様な働き方に関すること。
  - (5) 労働生産性の向上に関すること。
  - (6) 乙及び丙の施策の広報・周知に関すること。
  - (7) その他本協定の目的に沿うこと。
- 2 前項における相互協力については、県内各地域に開かれたものとするよう努めることとする。

（定期的な協議）

第3条 甲、乙及び丙は前条の協議について定期的に開催することとし、具体的な実施事項については当該定期協議の場において、甲乙丙合意の上決定する。  
なお、これは臨時に協議を開催することを妨げるものではない。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容変更を申し出た場合はその都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携及び協力により知り得た情報を相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならないものとする。また、情報の利用にあたっては第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。

- 2 甲、乙及び丙は情報の内、個人情報については個人情報の保護に関する法

律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定終了後も、前各項による秘密保持の義務を負うものとする。

（協定の解約）

第6条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

（事務局）

第8条 本協定に関する事務については、滋賀労働局雇用環境・均等室において行うものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月26日

甲 滋賀県大津市浜町1番38号  
株式会社 滋賀銀行

頭 取 高橋祥二郎

乙 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月不送

丙 滋賀県大津市御幸町6番6号

滋賀労働局長 大山剛二